

ガイドライン分科会 平成23年度報告

ガイドライン分科会では、昨年度、平成20年3月14日に発行された「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」の改訂に向けた議論をおこないました。

昨年度の改定を受けて、その後の運用状況や、新たな困りごと等を確認・検討するため、今年度についてもガイドライン分科会を設置しました。

ガイドライン分科会における議論の結果、昨年の改定から約1年間の運用を経て、特段の不具合は生じていないことが確認できました。今回、ガイドライン分科会では、インターネットの世界は日々変化しているため、新たな侵害形態等の最新の情報交換が事業者・権利者双方にとって有益であることが確認できました。したがって、来年度以降も、事業者・権利者双方の最新の知見を共有・議論する場として、必要に応じてガイドライン分科会を設置することを提案致します。

1. 分科会設置経緯

昨年度、「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」について、現在のオークション流通の実態を踏まえて、共通の事項を整理し、権利者・事業者双方の共通認識を改めて持つことを目的として、ガイドライン分科会を設置しました。4回の議論を経て、ガイドラインの改定を提案するに至りました。

本年度につきましても、昨年度のガイドライン改定を受けて、その後の運用状況や、新たな権利侵害の出品形態等を検討するため、第23回インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会においてガイドライン分科会の設置が決議されました。

2. 参加団体

ヤフー株式会社

株式会社ディー・エヌ・エー

株式会社ガールズオークション

楽天オークション株式会社

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン

一般社団法人日本レコード協会

一般社団法人日本音楽著作権協会

株式会社日本国際映画著作権協会

チャンネル株式会社

本田技研工業株式会社

(敬称略、順不同)

3. 開催日

第1回ガイドライン分科会 平成23年11月25日(金)

第2回ガイドライン分科会 平成24年3月1日(木)

4. 討議内容と結果

- ガイドラインの見直しについて

昨年度の改定後の運用状況を踏まえて議論をおこなった結果、現時点で特段の不具合は生じていないことが確認されました。また、キーワード別紙について、新たな追加の要望は出されませんでした。

したがって、今年度についてはガイドラインの改定の必要は無いとの結論になりました。

- 情報の共有

事業者・権利者双方から、

侵害品や侵害キーワードのトレンド

新たな権利侵害の出品形態

について共有をおこないました。

以上